

投資信託受益権振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」という。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座(以下「振替決済口座」という。)を株式会社あおぞら銀行(以下「当行」という。)に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、社振法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」という。)と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「保有口」という。)とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客さまから当行所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、金融機関による顧客等の本人確認等について定めた法令(政令・省令を含みます。)に従い本人確認等を行わせていただきます。

- 2 当行は、お客さまから前項の当行所定の申込書による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)その他の関係法令等の定めに従って、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認等を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さままたは当行から書面による別段のお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 第3条第1項の当行所定の申込書に押なつされた印影(または署名)および記載された住所、名称、共通番号等をもって、お届出の印鑑(または署名鑑)、住所、名称、共通番号等とします。ただし、お届出の印鑑(または署名鑑)は、投信総合取引規定第4.(1)によりお届出を受けた印鑑(または署名鑑)と同一の印章(または署名)に限ります。

(振替の申請)

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」という。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (5) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (6) 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいう。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
ホ 償還日
ヘ 償還日翌営業日
 - (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
- 2 お客さまが振替の申請をされるに当たっては、当行所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
- (1) 減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
 - (2) お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - (4) 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (5) 振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に投資信託受益権の買取りをご請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他

の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、または当行の取引関連諸規定の定めにより、振替を受け付けられない場合には、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。
- 3 当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している取引店名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。なお、他の口座管理機関から当行への投資信託受益権の受け入れについては、当行が振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、または当行の取引関連諸規定の定めにより、当行は受入の申し出を受け付けられないことがあります。

（質権の設定）

第8条 お客さまは、当行が認めた場合のみ、投資信託受益権について質権の設定を行うことができ、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きに基づく振替処理により行います。

（抹消申請の委任）

第9条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客さまのご請求による解約が行われる場合には、お客さまから当行に対し社振法に基づく当該投資信託受益権の抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わって手続きをさせていただきます。

（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等）

第10条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。

（お客さまへの連絡事項）

第11条 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

- (1) 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
 - (2) 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告については、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより原則四半期に1回以上残高照合のため報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、取引残高報告書記載の連絡先に速やかにご連絡ください。なお、残高がなく、前回報告時から取引のないお客さまにつきましては前項の残高照合のための報告は行いません。
 - 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
 - 4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが金融商品取引法の定める特定投資家（特定投資家とみなされる者を含みます。）である場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

（届出事項の変更手続き）

第12条 印章を失ったとき、または印章、氏名若しくは名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、当行所定の書類のご提出または「個人番号カード」のご提示等当行所定の手続をお願いすることがあります。

- 2 前項によりお届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・名称・共通番号等とします。

(口座管理料)

- 第13条 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。この場合、当行は投信総合取引規定56.の定めに基づいて、投信総合取引規定における指定預金口座より、自動引落の方法にて引落のうえ、料金に充当するものとし、お客さまはこれをご承諾されたものとします。
- 2 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払のご請求には応じないことがあります。

(当行の連帯保証義務)

- 第14条 機構が、社振法等に基づき、お客さま(社振法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。
- (1) 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
 - (2) その他、機構において、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- 第15条 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- (1) お客さまから解約のお申し出があったとき
 - (2) お客さまが手数料を支払わないとき
 - (3) お客さまがこの規定に違反したとき
 - (4) 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合で、当行が必要と認めたとき
 - (5) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 2 前項による投資信託受益権の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちににお支払いください。
 - 3 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に基づいて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に基づいて解約金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第17条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金等を行ったうえ、当行の「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払います。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第19条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、いっさいその責を負いません。

- (1) 第12条第1項によるお届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）をお届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（または署名）がお届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第20条 社振法の施行に伴い、お客さまが有する特例投資信託受益権について、社振法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請についてお客さまから代理権を付与された投資信託委託業者からの委任に基づき、第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第3号および第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請
- (2) その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- (3) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (4) 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、社振法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定の定めにより管理すること

(規定の変更)

第21条 この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(準拠法・合意管轄)

第22条 この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。

2 この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関連するお客さまと当行との間の訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定することができるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日